

トビタテ！留学 JAPAN に関する寄附付き商品等の販売等のガイドライン

平成 31 年 1 月
文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト

1. 趣旨

このガイドラインは、文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト『トビタテ！留学 JAPAN』の発展を図るため、その趣旨に賛同し、売上げの一部等をプロジェクトに寄附する商品又はサービス（以下「寄附付き商品等」という。）の販売又は提供（以下「販売等」という。）を予定している法人又は団体（以下「法人等」という。）に対し、売上げの一部等をプロジェクトに寄附する旨の文言の明示（以下「寄附付き商品等の明示」という。）又は『トビタテ！留学 JAPAN』のロゴマーク若しくはその名称等の使用（以下「ロゴマーク等の使用」という。）を認めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 申請方法

寄附付き商品等の明示又はロゴマーク等の使用的の承認を受けようとする法人等は、申請書（別紙様式 1）に関係書類を添えて、トビタテ！留学 JAPAN 事務局に申請を行わなければならない。なお、申請をした法人等（以下「申請者」という。）は、このガイドラインの全ての内容に同意したものとみなす。

3. 承認手続

- (1) トビタテ！留学 JAPAN 事務局は、2 の規定により申請があったときは、このガイドラインに基づき審査し、支障がないと判断したときは、寄附付き商品等の明示及びロゴマーク等の使用を承認することができる。なお、トビタテ！留学 JAPAN 事務局は、承認に当たって、条件を付することができるものとする。
- (2) トビタテ！留学 JAPAN 事務局は、上記（1）の規定による審査結果について、申請者に通知する。
- (3) トビタテ！留学 JAPAN 事務局が寄附付き商品等の明示又はロゴマーク等の使用を依頼し、当該依頼に基づきこれを行う販売者等にあっては、上記（1）の承認を受けたものとみなす。ただし、2 の規定による申請書に関係書類を添えて、トビタテ！留学 JAPAN 事務局に提出しなければならない。

4. 承認できない場合

- (1) 寄附付き商品等について

寄附付き商品等、寄附付き商品等の明示方法又はロゴマーク等の使用方法が次に掲げるいずれかに該当する場合は、承認しないこととする。

- ① 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 第三者の権利利益を不当に侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 宗教的又は政治的目的を有するもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの

- ⑥ 児童又は青少年の健全な育成に障害を及ぼすもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 留学仲介業に関連するもの
- ⑧ その他寄附付き商品等とすることが適当でないと認められるもの

（2）法人等について

申請者又は申請者に密接に関与する者が次に掲げるいずれかのものに該当する場合には、承認しないこととする。

- ① 法令に違反したもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるもの
- ③ その存在や活動の実態が明確でないもの
- ④ その他寄附付き商品等の販売等を行う者として適当でないと認められるもの

5. 販売者等の責務

3（1）の規定により承認を受け、寄附付き商品等の販売等を行う法人等は、その販売等を行う寄附付き商品等に関する一切の責任を負うものとする。

6. 費用の負担

寄附付き商品等の販売等に要する費用は、販売者等が負担するものとする。

7. 寄附金の入金

- （1）販売者等は、年度ごとに少なくとも一回以上、期日を定めて寄附金の入金を行うとともに、その都度、報告書（別紙様式2）をトビタテ！留学JAPAN事務局に提出しなければならない。
- （2）上記（1）の報告書に虚偽の記載を行うこと等により、本来入金すべき額を入金しなかったこと等が判明した場合、トビタテ！留学JAPAN事務局は販売者等に対し、本来入金すべき額の入金等必要な措置を要求することができる。

8. 権利義務の譲渡の禁止

販売者等は、このガイドラインに基づく寄附付き商品等の明示又はロゴマーク等の使用の承認により生じた権利義務を第三者に譲渡することはできない。

9. 広告等における禁止表現

販売者等は、寄附付き商品等の販売等のための広告等においては次に掲げる表現等を使用することができない。

- ① 事務局が行う広報等と紛らわしいもの
- ② 事務局が寄附付き商品等の性能、品質等を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- ③ 寄附先、寄附の金額、寄附の割合が曖昧なもの
- ④ その他表現が適当でないと認められるもの

10. 販売等の中止

- (1) 申請者及び販売者等は、申請の承認の前後を問わず、自己の都合により、寄附付き商品等の販売等自体を中止することができるものとする。
- (2) 申請者及び販売者等は、申請の承認の前後を問わず、自己の都合により、申請を行った寄附付き商品等の明示及びロゴマーク等の使用の全部又は一部を中止することができるものとする。
- (3) 申請者及び販売者等は、上記（1）及び（2）に基づく中止をしようとするときは、トビタテ！留学 JAPAN 事務局に事前に通知しなければならない。

11. 承認の取消

- (1) トビタテ！留学 JAPAN 事務局は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、直ちに寄附付き商品等の明示及びロゴマーク等の使用の承認を取り消すことができる。
 - ① 7（1）の規定に基づき指定した期日までに寄附金が入金されない場合
 - ② 2の規定による申請書の内容又は7（1）の規定による報告書の内容が虚偽である等の不正が判明した場合
 - ③ 寄附付き商品等、寄附付き商品等の明示方法又はロゴマーク等の使用方法が4（1）①から⑦のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合
 - ④ 販売者等又は販売者等に密接に関与する者が4（2）①から④のいずれかに該当することとなった場合（組織再編、株主の変更による場合も含む）又は該当していたことが判明した場合
 - ⑤ 8又は9の規定に違反した場合
 - ⑥ その他プロジェクトの信用を損なう行為等このガイドラインの趣旨に反する行為を販売者等が行った場合
- (2) トビタテ！留学 JAPAN 事務局は、上記（1）の規定により承認を取り消した場合には、当該販売者等に対して理由を付して速やかにその旨を通知するものとする。

12. その他

- (1) 寄附付き商品等の販売等は、このガイドラインに定めるもののほか、法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。
- (2) このガイドラインに定めのない事項又は解釈上疑義が生じた場合、トビタテ！留学 JAPAN 事務局及び販売者等は誠実に協議に応じるものとする。
- (3) このガイドラインは、トビタテ！留学 JAPAN 事務局において、事前の通知なく変更することができる。